

都市計画道路の計画線の相談について

令和 8 年 1 月

都市整備局都市づくり政策部都市計画課では、都市計画相談窓口を設置し、都市計画に関する各種相談に応じています。

このうち、区部の都市計画道路の計画線の位置に関しては下記のとおり対応しています。

1 窓口について

(1) 対象

23 区内の都市計画道路及び外郭環状線の 2 (武蔵野市・三鷹市)

(2) 内容

都市計画道路図面 (1/2500 縮尺) をもとに都市計画道路の事業状況を確認した後、デジタル実測図 (1/500 縮尺) により計画線の位置 (区移管・事業中・完成区間を除く) を確認できます。

(3) 受付方法

相談窓口はオンライン予約制です。都市計画相談窓口 HP 記載の予約ページからご予約のうえ、窓口にお越しください。予約は 1 日あたり最大 3 枠 (1 時間) でお願いします。

予約できる期間：予約日の 14 日前から予約時間の 1 時間前まで

(4) 場所

東京都庁第二本庁舎 12 階北側

(5) 相談に必要なもの

調査場所が特定できる案内図 (住宅地図の写しや各種地図等) をご持参ください。

2 電話でのお問合せについて

区部の都市計画道路の概要をご説明します。お調べの場所の住居表示をお伝えください。

お問合せ時間：平日の午前 9 時から午後 5 時まで (正午から午後 1 時までを除く)

※電話では把握が困難なため、敷地と計画線の位置関係については相談に応じておりません。

3 その他留意していただく事項について

(1) 他の部署をご案内する事項

●事業中の都市計画道路

⇒各事業者

●完成の都市計画道路

⇒各道路管理者

●区移管の都市計画道路

⇒各区の都市計画道路担当部署

●多摩地域の都市計画道路

⇒各市町村の都市計画道路担当部署

※お調べの都市計画道路（区部）の概要がご不明の場合、都市計画相談窓口へお問合せください。

(2) 都市計画道路図面 (1/2500 道路網図、都市計画決定図書) 等のコピー

都市計画法第 20 条により縦覧に供しており、コピーには応じておりません。

(3) 都市計画道路線の図示

都市計画線の位置はデジタル実測図を用いて口頭説明しており、計画線の記入は応じておりません。

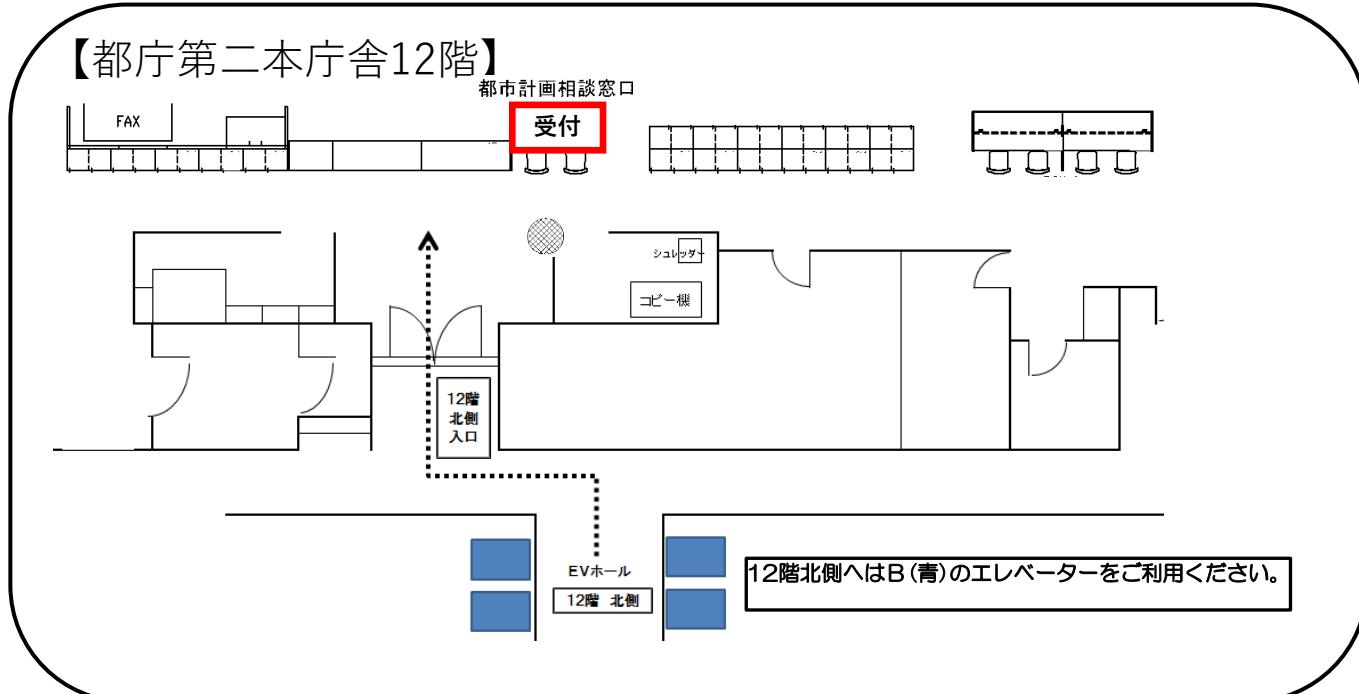
※※問い合わせ先※※

東京都 都市整備局 都市づくり政策部 都市計画課 都市計画相談担当

住 所 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 (都庁第二本庁舎 12 階北側)

T E L (直通) 03-5388-3213

都市計画相談窓口 案内図：都庁第二本庁舎12階北側



【交通案内】

最寄駅

- ・「JR新宿駅」（西口から徒歩約10分）
- ・都営地下鉄大江戸線「都庁前駅」
- ・新宿駅西口（地下バスのりば）から都営バス（都庁循環）
「都庁第一本庁舎」、「都庁第二本庁舎」、「都議会議事堂」下車
- ・JR新宿駅西改札「新宿駅西口」バス停から「西参道方面」行きの新宿WEバス乗車、
「新宿ワシントンホテル前」下車

